

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 14 号）

- 1 肥前さが幕末維新博事務局が処理する事務の一部を改めることとした。（第 2 条の 2 関係）
- 2 総務部の情報・業務改革課の名称を情報課に改めることとした。（第 3 条関係）
- 3 政策課、企画課、人事課、資産活用課、情報課、さが創生推進課、県民協働課、くらしの安全安心課、福祉課、健康増進課、こども未来課、ものづくり産業課、流通・通商課及び生産者支援課の分掌事務の一部を改めることとした。（第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条～第 14 条関係）
- 4 新幹線・地域交通課の身近な移動手段確保推進室及び流通・通商課の国際経済室を廃止し、人事課に行政経営室を、情報課に情報化推進室を置くこととした。（第 19 条関係）
- 5 肥前さが幕末維新博事務局の事務局次長の名称を次長に改め、健康福祉部の歯科医療総括監を廃止することとした。（第 22 条関係）
- 6 首都圏事務所の所管を総務部から政策部に移管することとした。（別表関係）
- 7 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則及び電子計算組織による給与支給事務等処理規則について、所要の改正を行うこととした。